

10月からの変更内容（配食回数及び食事の種類の選択制）

○配食回数の変更（一般食）

	現行
回数	月～金のうち週3回以内



	変更点
回数	月～金のうち週5回以内

○弁当の種類の選択制（一般食）

	現行
種類	配食業者のみ選択



	変更点
種類	配食業者及び弁当の種類を選択

- ・ 弁当の種類を変更したい場合 ⇒ 配食業者に直接連絡してください。
 - ・ 配食業者を変更したい場合 ⇒ 刈谷市社会福祉協議会へ連絡してください。
- ※配食業者の変更後、3ヵ月は別の配食業者に変更できません（現行同様）

10月からの変更内容（利用者負担額の変更）

○一食当たりの利用者負担額（一般食）

	現行		変更点
全世帯	300円	非課税世帯	弁当代実費額から300円を引いた額
		課税世帯	弁当代

○一食当たりの利用者負担額（調整食）

	現行		変更点
全世帯	350円	全世帯	弁当代実費額から400円を引いた額

- ・一般食は、課税状況に応じた利用者負担額に変更します。
- ・弁当代実費額は、配食業者ごとに異なります。
- ・配達の際に、手渡しによる見守り、安否確認を行います。